

令和8年度外国語指導講師派遣業務仕様書

1 業務の名称

令和8年度外国語指導講師派遣業務

2 業務の目的

県立高等学校及び県立附属中学校に、外国語教育等における生徒の外国語によるコミュニケーション能力の向上、及び国際理解教育の推進を目的として、ネイティブスピーカー（語学力においてこれと同等と認められる者を含む。）である外国語指導講師（以下「ALT」という。）を派遣し、外国語（英語）指導等を行う。

3 業務の内容

- (1) 契約期間中、以下の業務を行うこと。
 - ア 外国語（英語）教育
 - イ 特別活動及び課外活動等における指導
 - ウ 外国語（英語）教員の外国語（英語）に関する研修の実施
 - エ 外国語（英語）教員に対する有効な教授法、指導案作成に関する支援、効果的な授業実践と適切な学習評価に関する支援及び情報提供
 - オ 計画に基づいた外国語（英語）教員との外国語会話の実演
 - カ その他必要と認められる業務で、派遣元業者と協議のうえ双方が合意した業務

4 ALTの資格要件

- (1) 指導言語（英語）を母語とする者又はこれと同等と認められる者であり、標準的な指導言語（英語）を話す者であること
- (2) 出入国管理及び難民認定法に定める在留資格「教育」を有するなど、本業務を履行するにあたり所持すべき適切な在留資格を有すること
- (3) 犯罪に係る刑罰等の執行猶予を受けていないこと。また、過去に禁錮以上の刑に処せられたことがないこと
- (4) 学士以上の学位を有していること
- (5) 語学教師としての資格を有する者又は言語教育に熱意がある者であること（この場合、受託者は、TESOL*¹又はTEFL*²の資格を有する者を確保するよう努めるものとする。）

*1 Teaching of English to Speakers of Other Languages（他言語話者に対する英語教育法）

*2 Teaching English as a Foreign Languages（外国語としての英語教授法）

- (6) 日本における学校教育、特に外国語（英語）教育に関心があること
- (7) 授業以外にも部活動や外国語（英語）教育に理解と意欲があること
- (8) 積極的に生徒とともに活動する意欲があること
- (9) 上記(1)から(8)の要件を満たしていることがわかる書類を愛知県教育委員会に4月8日（水）までに提出すること。また、随時変更があった場合には、速やかに要件を満たしていることがわかる書類を提出すること。

5 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

6 業務履行日時等

(1) 業務履行場所

- ア リーディングスクール20校
- イ その他の県立高等学校 97校(29グループ)
29グループの内訳は、別紙「業務履行場所」参照
- ウ 県立附属中学校 9校(3グループ)

(2) 業務履行日

ア A L T の派遣日程の調整方法や派遣スケジュールについては、直接、派遣元業者と派遣先の県立高等学校及び県立附属中学校で調整をすること。

イ 業務履行日は、原則として月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び派遣先の県立高等学校又は県立附属中学校の長が指定する日は除く。

なお、リーディングスクールについては、常駐配置校には1校につき、A L T 1人を週5日常駐させることとし、重点配置校には2校につき、A L T 1人を週5日訪問させることとする。

その他の県立高等学校については、1グループにつき1人を最大週5日訪問させることとする。

県立附属中学校は1学年のみの学校と2学年の学校が混在しているため、44グループについてはその他の県立高等学校の3分の2程度、45及び46グループについてはその他の県立高等学校の3分の1程度とする。

リーディングスクールと、その他の県立高等学校及び県立附属中学校を合わせた勤務日数は、年間6,800日程度を見込むこと。

(3) 業務履行時間

午前8時から午後5時までの間で1日6時間未満とし、派遣先の県立高等学校又は県立附属中学校の授業計画等に基づき、業務を行うものとする。夜間定時制課程での業務履行時間について、学校から希望があった場合には、派遣元業者と派遣先の県立高等学校で別途調整するものとする。

(4) 上記(2)及び(3)の臨時の変更については、派遣先の県立高等学校又は県立附属中学校と派遣元業者で協議のうえ適切に対応するものとする。

(5) A L T に支障が生じ、臨時に変更する場合には、必要に応じて直ちにその旨を愛知県教育委員会に報告し、臨時に配置するA L T の資格要件を愛知県教育委員会へ速やかに報告すること。

(6) 上記(5)の臨時に配置するA L T による業務を履行できなかった場合、愛知県教育委員会と調整の上、他の日に履行するものとする。

7 業務の改善

愛知県教育委員会は、派遣元業者が次の各号に該当するときは、派遣元業者に対し業務の改善を命ずることができるものとする。

- (1) 日本国憲法その他日本の法令及び県の条例等に違反したとき
- (2) 業務履行状況又は業務履行実績が不良と認められるとき
- (3) 業務の履行に支障があり、又はこれに堪えないとき
- (4) 生徒、学校に対して信用を傷つけ、又は不名誉となる行為を行ったとき

8 履行状況の確認

- (1) 愛知県教育委員会は、必要と認めるときは派遣元業者に対し、業務の履行状況に関し報告を求めることができる。
- (2) 愛知県教育委員会が業務の履行状況に問題があると判断した場合、派遣元業者は調査の上、必要な改善を図る。
- (3) 連絡会の開催
派遣先の県立高等学校又は県立附属中学校からの要望がある場合など、必要がある場合は、派遣元業者と派遣先の担当教員等との間で、業務の適切な実施を図るための情報交換や打合せを行うこととする。

9 危機管理対応

- (1) 自然災害、人為災害、事故等、不測の事態には、遅滞なく適切な措置を講じたうえ、愛知県教育委員会をはじめ関係機関に通報するとともに、業務が円滑に遂行できるように対処しなければならない。
また、その状況を、書面をもって遅滞なく愛知県教育委員会に報告しなければならない。
- (2) 派遣元業者は危機管理体制を構築するとともに、対応マニュアル等を作成し、災害時の対応について随時訓練を行うこと。

10 業務実施報告書の提出

派遣元業者は、毎月の業務終了後に、派遣先ごとの業務実施報告書（派遣元業者と愛知県教育委員会が協議のうえ定めた様式）を、派遣先の県立高等学校又は県立附属中学校の確認を受けたうえで、速やかに、愛知県教育委員会に提出しなければならない。

11 その他

- (1) 派遣元業者は、業務の適切な履行を図るため、派遣先を定期又は随時に巡回し、必要に応じてALTの指導を行うものとする。
- (2) 派遣元業者及びALTは、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。契約期間終了後も、また同様とする。
- (3) 派遣元業者は、この業務に関して、法令を遵守し、誠実に業務を行うこと。
- (4) その他、この仕様書に定めのない事項については、派遣元業者は愛知県教育委員会と協議・合意のうえ、決定するものとする。